

報 告 人 法 人 豊 島 法 人 会 報

昭和51年 5月20日

五 月 号

＝ 総 会 特 集 号 ＝

(No. 4)

社 団 法 人 豊 島 法 人 会

第 二 回 定 時 総 会 盛 大 に 開 催

当会の第二回定時総会が好天気恵まれた四月二十八日、午後一時より東京信用金庫本店八階ホールに於いて、区長を始め、豊島税務署長其他多数の来賓の方々のお臨席のもと、多数の会員が参集（出席五一〇名、委任状出席二、〇一〇名）し、盛大に挙行された。

先づ、丸山副会長の開会の辞、堤会長のあいさつのち、今井副会長議長となり審議には入り、次の諸議案を万場一致で可決した。

議 案

1 昭和五十年事業報告承認の件

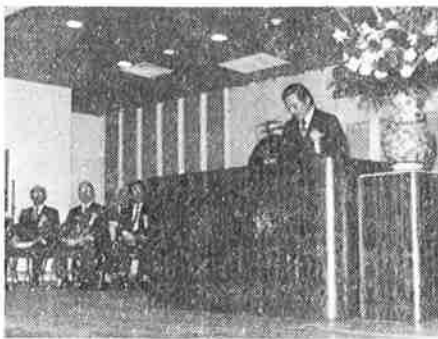
- 2 昭和五十年決算報告承認の件
- 3 昭和五一年度事業計画承認の件
- 4 昭和五一年度収支予算承認の件
- 5 定款の一部変更承認の件
- 6 役員選任に関する件

尚、今回勇退した堤会長にかわり、今井剛氏が会長に選任され、田村副会長の後任に鈴木武夫氏が、今井剛氏の後任に花山滋氏が夫々新副会長に選任され、新旧交えた陣容で今後新しく活動が展開されることとなった。

議事の審議終了後、源泉所得税講習会受講者に対し、修了証の授与が行われ、又昭和五十年増強運動を積極的に推進し、法人会発展に貢献された矢東タイヤ商事の金森社長に感謝状が授与された。

其後多数の来賓の方々の祝辞がのべられ、高村副会長の辞により滞りなく総会を終えた。

尚、総会後第二部として平尾昌晃及宮尾たか志等の出演によるアトラクションがあり、和気あいあいの雰囲気の中で全ての行事を終了した。



堤 会 長 あ い さ つ

目 次

第二回定時総会の開催	1
堤会長あいさつ	2
今井剛氏新会長就任あいさつ	2
豊島税務署長祝辞	3
税理士会豊島支部長祝辞	3
豊島区長祝辞	4
東京商工会議所豊島支部長祝辞	4
昭和五十年事業報告	5
昭和五十年決算報告	6
昭和五一年度事業計画案及申告指導官の紹介	7
昭和五一年度事業報告	8
定款の一部変更案	9
講習会修了証授与者氏名	10
感謝状授与者氏名	11
とみん・豊島法人会	12
幹旋ローンの紹介	12
日本経済の見通しについて②	13
法人会はどのようなことを行う団体か③	16
昭和五十年事業活動実績表	17
事業活動実績表	18
経済講演会のご案内	19
新規会員のご紹介	19
会員名簿訂正	20
あとがき	21
講習会のご案内	22

会長あいさつ

堤 清 二



只今丸山副会長から話がありまして、昭和五十年年度定時総会を開催致しました。...



会長就任のあいさつを申し上げます。先程理事会に於きまして、私に次期会長ということで万場一致を...

新会長就任のあいさつ

今 井 剛

御存知のように、一昨年終りに私共豊島法人会が社団法人の認定を戴きました。...

反芻して、其の意義に込める活動を活発に展開していき度いと考える次第であります。...

豊さん島さんの税務相談コーナー

昭和51年度税制改正

改正措置法4月1日から施行!

主な改正点は?

(巣鴨さんの質問に答えて)

本年の改正の特色

巣鴨さん 本年度も税制改正が行なわれ、4月1日から施行されると聞いておりますがその概要について説明して下さい。

本年の改正の特色といったものは?

豊さん 御存じのように前年度においては景気の停滞等から大巾な歳入欠陥となり、その補填には国債発行に頼らざるを得ませんでした。...

巣鴨さん 所得税法の改正がなかったので、送付を受けた源泉所得税の税額表の内容は前のと同じだった訳ですね。

島さん そうです。

措置法改正の概要

巣鴨さん 租税特別措置法の主要な改正はどんな点ですか?

豊さん 改正点を大別しますと

- 1. 特定設備等の特別償却など諸特別償却制度の償却率の引き下げと対象設備の縮減
2. 価格変動準備金など諸準備金制度の積立率の引き下げ
3. 交際費課税の強化
などです。

特別償却制度の改正

巣鴨さん 特別償却制度の改正の主なものを簡

単に説明して下さい。

豊さん まず特定設備等の特別償却率が、改正前は3分の1であったものが4分の1に、4分の1のものが5分の1にとそれぞれ引き下げが行われました。

しかしながら公害防止設備の償却率は従前どおり2分の1のまま据置されましたが、その対象設備の一部が縮小されました。

さらに新築貸家住宅の割増償却については、その対象から社宅(その従業員としての地位に基づいて、その居住の用に供される家屋)が除かれるとともに、割増償却率についても5年間普通償却限度額の20割増(耐用年数45年以上のものは30割増)から5年間10割増(耐用年数45年以上のものは15割増)に引き下げられました。...

以上は、いずれも昭和51年4月1日以後取得するものから適用されます。

中小企業者等の機械の特別償却

巣鴨さん 中小企業者等の機械の特別償却については改正されなかったのでしょうか?

豊さん 償却率が現行5分の1から6分の1に引き下げられ、取得価額限度が現行50万円以上から70万円以上に引き上げられましたが、いずれも昭和53年3月31日の取得までの2年間は経過規定によって現行のまま据置されましたので注意する必要があります。...

価格変動準備金の改正

巣鴨さん 価格変動準備金の改正は?

豊さん 価格変動準備金は資産基準額と所得基準額とのいずれか低い金額の積立てが認められることは御存じですね。このうち資産基準額の積立率が次のように引き下げられました。

これは昭和51年4月1日以後開始する事業年度から適用されますが積立率の引き下げに伴わない一度に課税が生じないよう所要の経過措置が設けられています。

増強育成をされたわけでございます。而も質量共に現在盤石の体制が整ったと申し上げても過言ではないと思えます。又

現在迄わずか四年たらずの間に、当時の七〇〇名乃至八〇〇名たらずの会員を現在の五、〇〇〇名をよする大法人会に

二代会長さんとして御就任されまして、昭和四十七年の四月でございますが、

堤氏は当法人会の前身でございますが、任意組織の豊島法人会におかれまして、

昭和四十七年の四月でございますが、二代会長さんとして御就任されまして、

来副会長としてご活躍をされまして、特

現存迄東鳴地区の部会長或いは本部の常任理事を歴任されまして、昭和四〇年以

致しますと同時に会員となられまして、

任意組織でありました豊島法人会が発足

の通りでございますが、昭和二十五年に

た今井新会長さんは、皆様も既に御承知

の通りでございますが、昭和二十五年に

任意組織でありました豊島法人会が発足

致しますと同時に会員となられまして、

現存迄東鳴地区の部会長或いは本部の常

任理事を歴任されまして、昭和四〇年以

来副会長としてご活躍をされまして、特

迎えました第二回の定時総会が全ての議

事が滞りなく、而も和気あいあいたる中

唯今ご紹介にあつかりました

税理士会の村松

でございます。

本日は豊島法人

会が社団化され、(社)豊島法人会となり、

迎えました第二回の定時総会が全ての議

事が滞りなく、而も和気あいあいたる中

に全部終了し、その上に各講習会の修了

証を受ける方、又表彰を受けた方がたく

さんいらっしゃいまして、法人会の第一

期が一番難しい時期に之だけの成果をあ

げたということにつきまして、友好団体を

代表しまして深く敬意を表する次第

であります。之から唯今役員選挙が終

りまして、今井会長他新しい執行部が出

祝辞

税理士会
豊島支部長
村松 猛



ご紹介を戴きました税務署長
の日向でございます。
(社)豊島
法人会の第二回

祝辞

豊島税務署長

総会に当りまして、多数の法人会員各位の御臨席のもとに税務署長としてごあいさつ申し上げる機会を与えて戴きましたことを大変光榮に存じます。

重要な議案がたくさんございました本日

の総会でございますけれども、会員の皆様方

の御臨席のもとに税務署長としてごあいさつ申し上げる機会を与えて戴きましたことを大変光榮に存じます。

日向堅

会員の皆様の為の法人会であって、先程修了証を差し上げました源泉所得税の基礎講座、或いは実務講座の催等大変納税者の皆様方に私達がしてあげなくてはならない税務行政の理想というものを強く追求して戴いているようなわけでございます。幸いに前会長さんには勇退をされまして、又色々と会のお活躍を戴くように聞いて居りますので、どうか私共税務署に對しても、必要な御意見並びにお叱声を戴きますれば幸いと存じます。

堤会長にかわりまして今回選任されまし

た今井新会長さんは、皆様も既に御承知

の通りでございますが、昭和二十五年に

任意組織でありました豊島法人会が発足

致しますと同時に会員となられまして、

現存迄東鳴地区の部会長或いは本部の常

任理事を歴任されまして、昭和四〇年以

来副会長としてご活躍をされまして、特

に一昨年以来の当法人会の社団化の推進

につきましましては、文字通り先頭に立た

長の大変良き補佐役としてご立派な業績

を残されたわけでございます。良く困難

な、たとえに石の上にも三年ということ

を申しますが、当法人会は公益法人とし

て発足致しまして、未だ日が非常に浅い

わけでございます。この大事な時期に今

井新会長のような実行力のある活動家を

会長さんに迎えられましたことは、豊島

法人会の将来にとって、大変洋々たるも

のがあるような感じが致します。大変時

宜を得た好人事ではないかという風に私

共は感じて居ります。どうか新会長さん

を始め、各役員の皆様方にも今後共よろ

しくお協力の程をお願い致すわけであり

ます。吾が国の経済情勢が大きく転換を

致しまして、既に三年になろうとして

居ります。このような情勢のもとにお

きまして、国家財政のしめる役割は非

に重要な位置をしめておられると思

私共としましては度々の会合で申し上げ

ることではありますけれども、いかなる

情勢のもとにおきましても、やはり税務

運営の基本方針に従いまして納税者の皆

様から理解と共感がえられる仕事をや

っていくつもりでございますので、どうか

今後共法人会を始めたいと思います関係民

間団体の御協力もあわせてお願いいた

いわけであります。とりわけ(社)豊島法人

会の会員の皆様には今後共その事業活動

を通じて、申告納税制度の発展充実

の為に暖かい御支援をいただきますようお

願ひいたします。

第二回総会に当りまして、(社)豊島法

人会の益々の御発展と会員の皆様の事業

の御繁栄とお健勝を併せて祈念致しまし

て簡単でございますが、お祝いの言葉とさ

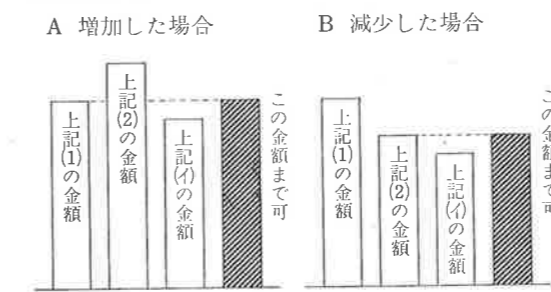
せて戴きます。有り難うございました。

区分		改正前	改正後
たな卸資産	価格変動の著しい物品	期末簿価－期末簿価×95%	改正なし
	その他	期末簿価－期末簿価×97%	期末簿価－期末簿価×97.3%
有価証券	一般会社	上場株式	期末簿価－期末時価×95%
	その他	期末簿価－期末時価×99%	期末簿価－期末時価×99.1%

巢鴨さん 経過措置はどういうことですか？

豊さん 昭和51年4月1日以後開始する事業年度を仮りに改正事業年度と言わせて頂き、その場合について説明しますと、改正事業年度末における新法による資産基準額(イ)が次の金額のうちいずれか少ない金額のうちいずれか少ない金額に満たない場合には、その少ない金額を資産基準額とすることができます。

- (1) 前期末の価格変動準備金の金額
 - (2) 当期末における旧法による資産基準額
- この関係をわかり易く図解してみますと次のようになります。



交際費課税の強化

巢鴨さん 交際費課税の強化とはどんなことでしょうか？

豊さん 損金算入限度額を計算する場合の資本金基準が1000分の1から10000分の5(1000分の0.5)に引き下げられ、損金不算入割合が100分の75から100分の80に引き上げられました。

これは昭和51年4月1日以後開始する事業年度から適用されます。

巢鴨さん 定額基準の400万円は改正されなかったのですか？

豊さん 改正されませんでした。ですから改正後の損金算入限度額は

$$(400万円 + 資本等の金額) \times \frac{5}{10,000} \times \frac{\text{事業年度の日数}}{12}$$

となりまして、

基準交際費額の105%を超えて支出した場合であればその損金不算入額は、

$$\text{支出交際費額} - \text{基準交際費額} \times \frac{105}{100} = A$$

$$(\text{損金算入限度超過額} - A) \times \frac{80}{100} = B$$

のA+Bの金額となります。

租税負担率の国際比較

巢鴨さん よくわかりました。具体的な取扱い等細部については次の機会に説明して下さい。

最後に今年の改正後の税制による国民所得に対する税負担はどの程度になるのでしょうか？

島さん 負担率は

年次	49 (決算)	50 (見込)	51 (予算)
租税負担率	21.3%	17.8%	18.2%

と見込まれているようです。

なお、この関係をさらに国際比較しますと次のようになります。

租税負担率の国際比較					
国名 (年次)	日 (51)	米 (49)	英 (49)	西独 (49)	仏 (49)
租税負担率 %	18.2	30.9	36.9	31.3	27.8
一人当たり国民所得 千円	1,248	1,571	800	1,386	1,178

巢鴨さん 我国の負担率はそれでもかなり低いですね。

島さん そうですね。多い負担で多いサービスを受けるか、少ない負担で少ないサービスを受けるかという問題はたしかにあります。外国帰りの人に言わせると日本の福祉水準はかなり高いそうですね。要は税金が有効に使われるかどうかということでしょうね。(巢鴨さん、大きくうなづく)

祝辞

来たわけでございます。本年度の(社)豊島法人会の活動は大変に活発になるものと予想されます。吾々税理士会と致しましては、全面的に協力する予定でございます。又他の協力団体も夫々の立場におきましてこの法人会と共に納税を正し

日比寛道



ただいまご紹介を賜りました豊島の区長をつとめて居ります日比でございます。来賓の方々多数お見えになつて

道に進めていきたいと斯様に考えている次第であります。今席の定時総会が大変に盛況裡に終了致しまして、来年の定時総会が更に盛大に会員数が増強されて開かれることを望むと共に、法人会各社の皆様方の商売の御繁栄を心から祈念致しましてお祝の言葉にかえさせて戴きます

祝辞

最後に当(社)豊島法人会の益々の御発展と皆様方のお商売のお繁栄を心から祈念



ご紹介を賜りました東京商工会議所豊島支部長の佐々木千里でございます。

佐々木千里

致しまして、一言今日の御祝いのごあいさつにかえる次第であります。

今席はこの盛大なる豊島法人会の定時総会にご招待を賜りまして、誠に光栄に存じ心から喜びにたえません。先程六議案が上程されました和気あいあいたる中に各議案が確定されました喜びにたえません。

昨年の社団法人の結成に当りましては本当に堤会長さんを中心とする各副会長さん、幹部の皆さんの御協力によるものでありまして本日めでたく二回目の総会が開かれましたことは、之又喜びにたえない次第であります。私も皆さんの御協力をえて終戦後青色申告制度が制定の際豊島法人会を創立し、以来二十二年間皆さんの世話になつて参りましたが、東京商工会議所豊島支部長をお引受けすることになりましたのでご辞退を申し上げました次第であります。其後堤清二さんがこの社団法人の獲得に非常に努力をして戴きまして、税務当局の大きなお力と相まち、りっぱなすばらしい社団法人と

昭和50年度事業報告

自昭和五〇年五月八日 至昭和五一年三月三十一日

(一)概況

昭和五〇年度の経済は、水面下の景気上昇といわれ、経済社会にとつて、大不況という大変な年でありましたが、政府の第三次、第四次不況対策により、漸く景気回復の兆しが見え始めて参りました。未だ予断を許さない状態にありますが巷間の噂等では、前途明るい見通しが予測されて居ります。

当法人会は、昨年春の不況の最もきびしい時に、公益法人として新たな出発を致しましたが、税務ご当局の暖いご支援納税諸団体のご協力、並びに会員各位の団結の力により、当初かかげた事業計画を順調に進めることが出来ました。

特に本年度は、税務ご当局と会員各位との相互理解を深め、税法に対する認識と自覚を新たにすることに重点を置き、相互のコミュニケーションの機会を多くもつことに努力を傾注致しました。全地区にわたる支部別税務懇談会はその具体化の一つであります。其他六カ月間にわたる源泉所得税の講習会、決算法人説明会、新設法人説明会、年末調整説明会、業種別税務懇談会等々、本会の目的とする法人の誠実な記帳、適正な申告の普及徹底を図る為の諸活動を積極的に推進して参りました。

Table with 4 columns: Item (項目), Count (回数), Personnel (人員), and other details. Includes sections for 'General Situation' and 'Business'.

Table listing various committees and their activities, including 'Newly Established Corporation Explanation Meeting', 'Source Income Tax Seminar', etc.



総会出席の会員

三月決算申告書

提出期限が五月末でありますので、期限内に提出されるようお願い致します。

財 産 目 録 (昭51. 3. 31現在)

科 目	摘 要	金 額
(基本財産)		
定期預金	三菱銀行 池袋支店 1,031,576 東京信用金庫 本店 2,068,500 巣鴨信用金庫 東池袋支店 2,058,225	5,158,301
(運用財産)		
現金		11,824
当座預金	三和銀行 池袋支店	88,603
普通預金	三井銀行 池袋支店 22,101 三菱銀行 池袋東口支店 70,446 安田信託銀行 池袋支店 11,375 都民銀行 池袋支店 39,048 巣鴨信用金庫 東池袋支店 36,399 住友銀行 池袋支店 151,588 富士銀行 池袋支店(東口) 20,724 東京信用金庫 本店 16,105 太陽神戸銀行 池袋支店 93,172 第一勧業銀行 池袋西口支店 363,466 三和銀行 池袋支店 14,267	838,691
郵便振替貯金		95,677
未収会費		5,452,700
器具備品	事務機・椅子 6組 52,000 計算機 2台 35,000 リコーピー 1台 45,000 宛名印刷機 1台 28,800 はがき印刷機 1台 6,000 鉄製書箱(小) 3個 7,500 " (中) 2個 10,000 応接セット 1組 5,000 ガスストーブ 2台 13,000 截断機 1台 10,500 電気掛時計 4,800 算盤 3,000 座布団 20枚 12,000 騰写機 1台 440,000 騰写板 1ヶ 7,000 チェックライター 1ヶ 7,900 テープレコーダー 1台 37,000 タイムレコーダー 1台 41,500 金庫 1 70,000	836,000
敷金	事務所賃借敷金	700,000
電話加入権		78,000
前受会費		△ 603,300
預り金	社会保険料預り金	△ 43,685
合計		12,612,811

昭和50年度収支決算報告

自 昭和50年 5月 8日
至 昭和51年 3月31日

1. 収入の部

款	項	目	本年度予算額	本年度決算額	摘 要
前年度繰越金	前年度繰越金		6,496,600	6,496,600	
会費収入	会費収入		27,163,400	26,026,000	
雑収入	雑収入		1,000,000	1,903,581	
	(計)		34,660,000	34,426,181	

2. 支出の部

款	項	目	本年度予算額	本年度決算額	摘 要
本部運営費	会議費	総会費	2,100,000	2,246,145	
		役員会費	220,000	202,530	
		会議費	220,000	104,750	
		小計	2,540,000	2,553,425	
	事務所費	連合会費	450,000	216,000	
		図書費	20,000	89,230	
		賃借費	990,000	990,000	
		水道光熱費	210,000	85,226	
		什器備品	2,390,000	425,845	
		小計	4,060,000	1,806,301	
事務費	給料手当	10,985,000	9,679,864		
	福利厚生費	565,000	470,953		
	通信費	605,000	493,669		
	交通費	150,000	91,050		
	消耗品費	300,000	194,122		
	渉外費	300,000	307,350		
	雑費	550,000	395,528		
小計	13,455,000	11,632,536			
事業費	講演会	会場費	300,000	250,700	
		通信費	3,264,000	3,398,931	
		印刷費	500,000	2,053,763	
	説明会	講演会,説明会	1,550,000	216,950	
		会報等関係費	5,840,000	5,791,510	
	其他事業	支部事業費	500,000	234,570	
		会員増強費	300,000	0	
		視察費	200,000	0	
小計	12,454,000	11,946,424			
予備費	予備費	予備費	151,000	0	
会館建設基金	会館建設基金	会館建設基金	2,000,000	0	
合計			34,660,000	27,938,686	
繰越金				6,487,495	
合計				34,426,181	

以上の決算は監査の結果誤りないものと認めます

昭和51年 4月10日

監事 栗原 薫
監事 鈴木 圭 弼
監事 鈴木 源三郎

昭和51年度収支予算案

自 昭和51年4月1日
至 昭和52年3月31日

1. 収入の部

款	項	目	金額	摘要
会費収入	会費収入	会費収入	33,608,000	
雑収入	雑収入	雑収入	1,000,000	
前年度繰越金	前年度繰越金	前年度繰越金	6,487,495	
		計	41,095,495	

2. 支出の部

款	項	目	金額	摘要
本部運営費	会議費	総会費	1,000,000	
		役員会費	300,000	
		会議費	300,000	
		小計	1,600,000	
	事務所費	連合会費	400,000	
		図書費	100,000	
		水道光熱費	150,000	
		什器備品費	1,000,000	
		家賃	1,200,000	
		小計	2,850,000	
事務費	給料手当	13,000,000		
	福利厚生費	600,000		
	通信費	750,000		
	交通費	150,000		
	消耗品費	500,000		
	雑費	500,000		
	小計	15,500,000		
事業費	講演会	会場費	500,000	
		通信費	3,980,000	
		印刷費	2,500,000	
		講演会説明会	1,100,000	
	説明会	会員増強推進費	500,000	
		会報関係費	6,300,000	
		支部事業費	1,680,400	
		視察費	400,000	
		事業共催費	200,000	
		小計	17,160,400	
其他事業				
予備費	予備費	予備費	485,095	
会館建設基金	会館建設基金	会館建設基金	3,000,000	
退職積立金	退職積立金	退職積立金	500,000	
	合計		41,095,495	

昭和51年度の事業計画案

自昭和五十一年四月一日
至昭和五十二年三月三十一日

◇ 昭和五十一年度の事業計画書

- ◎ 事業活動基本方針
 - (1) 健全なる納税者団体として、事業の公益性を高めるため、会員増強をさらに推進する等、組織の拡大強化を図る。
 - (2) 適正公平な税制と、税負担の合理化を図るため、総力を結集して、全国法人会総連合会を通じて、政府及国会等に対し、強力な要望を行ない、その実現を期する。
 - (3) 税務当局との相互信頼により、税務行政の円滑な運営に協力し申告納税制度の発展に寄与する。
 - (4) 租税負担の合理化を図り、自主申告体制を確立するため、自計主義を徹底し、誠実な記帳と適正な申告の普及に努める。
 - (5) 企業の合理化、生産性の向上を計り、企業経営の健全な発展に資する為、経営、労務、税務に関する研究指導を行う。
- 事業計画
 - (一) 総務関係
 - (1) 会議連絡会の開催
 - (2) 常任理事会
 - (3) 支部長会
 - (4) 総務委員会
 - (5) 財務委員会
 - (6) 事業委員会
 - (7) 会館建設委員会
 - (8) 組織の強化
 - (9) 会員の声(アンケート)の取りまとめ
 - (10) 業種支部の拡大
 - (11) 青年部の結成
 - (12) 婦人部の結成
 - (13) 会員増強の強化
 - (14) 納税貯蓄組合の強化
 - (15) 税制関係及事業関係
 - (16) 税制、税務に関する調査研究
 - (17) 政府及国会に対する税制上の要望
 - (18) 税務行政に対する税制上の要望
 - (19) 税法研究会の開催
 - (20) 改正税法及取扱通達の説明会の開催
 - (21) 決算期別法人税説明会の開催
 - (22) 新設法人に対する説明会の開催
 - (23) 源泉税、法定資料、年末調整説明会の開催
 - (24) 業種別税務懇談会の開催
 - (25) 税法、簿記会計、経営、労務等に関する講習会の開催
 - (26) 税務当局との支部別税務懇談会の開催
 - (27) 自己記帳の育成指導の推進
 - (28) 政治経済等に関する講演会の開催
 - (二) 正副会長会

- (一) 常任理事会
- (二) 評議員会
- (三) 支部長会
- (四) 総務委員会
- (五) 財務委員会
- (六) 事業委員会
- (七) 会館建設委員会
- (八) 組織の強化
- (九) 会員の声(アンケート)の取りまとめ
- (十) 業種支部の拡大
- (十一) 青年部の結成
- (十二) 婦人部の結成
- (十三) 会員増強の強化
- (十四) 納税貯蓄組合の強化
- (十五) 税制関係及事業関係
- (十六) 税制、税務に関する調査研究
- (十七) 政府及国会に対する税制上の要望
- (十八) 税務行政に対する税制上の要望
- (十九) 税法研究会の開催
- (二十) 改正税法及取扱通達の説明会の開催
- (二十一) 決算期別法人税説明会の開催
- (二十二) 新設法人に対する説明会の開催
- (二十三) 源泉税、法定資料、年末調整説明会の開催
- (二十四) 業種別税務懇談会の開催
- (二十五) 税法、簿記会計、経営、労務等に関する講習会の開催
- (二十六) 税務当局との支部別税務懇談会の開催
- (二十七) 自己記帳の育成指導の推進
- (二十八) 政治経済等に関する講演会の開催



総会での報告説明

- ⑭ 法律相談の開催
- ⑮ 金融相談の開催
- ⑯ 経営者大型総合保障制度の斡旋
- ⑰ 社会保険、雇用保険の指導及講習会の開催
- ⑱ 金融ローンの斡旋
- ⑲ 研修視察の実施
- (三) 厚生関係
 - ① 会員の従業員レクリエーション対策
 - ② 結婚相談の開催
 - (四) 広報関係
 - ① 豊島法人会報の編集発行
 - ② 全法連会報(東京版)の配布
 - ③ 税務、経営等に関する参考資料の配布及頒布
 - (五) 豊島法人会館建設関係
 - 建設基金の運用

◎ 税についてのご相談は 申告指導官へ

会員の皆様、税金のことでお困りの方はいらっしやいませんか。現在税務署には税金でお困りの方々のために、いつでもご相談に応じて下さる申告指導官の方々が配置されて居ります。そして皆様のご相談をお待ちして居ります。どうか多くの方が気軽にご相談されることをおすすめ致します。

尚申告指導官制度についてももう少し詳しく申し上げますと、申告指導官は法人税、源泉税、所得税関係の質疑の回答や法人税申告の指導にあたり、又法人会が行う説明会、講習会、研修会等の講師となり、法人会事業活動への積極的な支援と協力等を行うのが主な役目と聞いて居ります。

現在豊島税務署には四名の申告指導官が配置されて居りますが、其の方々をご紹介します。

中垣 忠司(上席)
山本 好(源泉)
溝越 信行
保科 正人

▽お問合せ電話番号 九八四―二二七―
内線 三一一・三二二
(豊島税務署三階)



代表者(川島供一・河野伊久枝両氏)へ修了証授与

◎基礎コース

源泉所得税講習会修了証授与者氏名

(受付番号順)

- 加藤 豊 加藤ゴム工芸
- 米山 至任 市川宝石
- 杉山 仲磨 吉原鉄道工業
- 小塩 邦雄 研
- 志村 絹恵 研芳林堂書店
- 柳内 満明 柳花山工務店
- 本田 宏樹 西武日産販売
- 大井 圭一
- 利根川 清 東京カラ
- 山口 幸男
- 笹木 実

- 福崎 三枝子 三国縫製
- 藤野 芳美 宮下工務店
- 相沢 義秋 越田プロダクション
- 入江 通文 日立ヒューム
- 大淵 博 西武建設
- 長瀬 玉子 研バルコ
- 伊藤 武雄 林時計工業
- 渡辺 泰英
- 三輪 きみ子 研栄喜堂
- 斉木 寛 綜研化学
- 熊崎 淑夫 共和興業
- 手塚 はつ江(学) 佐々木学園
- 森田 定夫 東武ストア
- 足立 整宏 西武リース
- 後藤 紘敏
- 前野 正 東京カラ商会
- 田所 愛子 研開新舎
- 川島 供一 研レストランタカムラ
- 右島 敏和 東京信用金庫
- 吉田 藤子 東京信用金庫
- 亀山 しず 相馬通信機
- 村上 章 研キンカ堂
- 高橋 八九三 研ダイイチ
- 和田 浅男 研雨宮工務店
- 時田 和代 研田工業
- 佐々木 忠俊 三穂産業
- 中西 佑子 研明和工芸

- 乾 美子 駒込住宅
- 黒川 景之 研西森商店
- 川辺 純 研川辺商店
- 菰田 ミチ子 日本システムサイエンス
- 羽島 洋平 研丸八
- 並木 文作 研信和建設運輸
- 桜井 幸子 研文祥堂洋紙店
- 渡辺 紀子 研富国設備工業
- 並川 悦子 研シマダ化学工業
- 三宅 隼夫 三宅製菓
- 長田 君子 研長田工務店
- 越浦 麗子 研越浦建設
- 室井 静子
- 古井 和孝 研三益商事
- 竹下 隆 研セイコーアドバンス
- 新妻 悦男 研東都観光企業
- 坂上 光治
- 沼尻 四州男 研谷口製作所
- 田中 しづえ 研テイワイ工房
- 渡辺 政子
- 倉田 富貴子 研倉田精香堂
- 前田 喜平 研ムサン電子
- 三瓶 貞四郎 研神谷印刷
- 林 光昭 研東興商事
- 森田 健夫 研(資)瑞宝堂
- 佐々木 義 研東京アサヒ商事
- 河野 伊久枝 研洋明化学
- 柴田 幸弘 研クック商会
- 鈴木 禎子 研建材開発
- 青木 弘子 研東測工業
- 牧野 鎮夫 研(翁)松原商店
- 川崎 哲 研大東製菓工業

- 鈴木 輝子 研くさなぎ東京店
- 則武 明之 研サンコンタクトレンズ
- 竹内 啓子 研柳布久屋
- 古川 昌代 研光和商事
- 田島 重太郎 研豊華園造園
- 松本 勝男 研白十字
- 大滝 正夫 研(翁)大滝製船所
- 浅野 清一 研小野製作所
- 庄子 幸子 研カナボウ化粧品
- 田中 栄次 研東京北販売
- 浅見 幸子 研セイワ産業
- 佐藤 純一 研調和工業
- 高杉 要 研(翁)精工製作所
- 牛腸 多津子 研(翁)プロセス雄文社
- 鈴木 永子 研(翁)金子商店
- 古谷 清秀 研(翁)正法測量設計
- 田中 恒子 研(翁)田中電機工業
- 島田 智昭 研(翁)日立プラント建設
- 成田 良里子 研(翁)東京プラスチック工業
- 渡辺 憲子 研(翁)酪農経済通信社
- 滑川 フミ子 研(翁)水沢商工
- 安場 貴子 研(翁)六建ハウジング
- 藤倉 拓二 研(翁)マック工業
- 君成田 英雄 研(翁)
- 山田 正次 研(翁)朋栄実業
- 宮下 茂 研(翁)三鈴
- 中島 静雄 研(翁)中島電設
- 大野 晴敏 研(翁)西武建材

定款の一部変更案

現行

変更案

現行

変更案

第十四条 本会に次の役員を置く

理事 九五名以内

うち 会長 一名

副会長 六名以内

常任理事 若干名

監事 三名

第十五条 理事、及監事は総会において会員の代表者又はその他の役員のうちからこれを選任する。

第十六条 会長は本会を代表し、会務を総理する。

第十四条 本会に次の役員を置く

理事 九五名以内

うち 会長 一名

副会長 六名以内

専務理事 一名

常任理事 若干名

監事 三名

第十五条 同上

第十六条 同上

第十七条 役員は、原則として無報酬とする。

第十八条 役員は、原則として無報酬とする。ただし、専務理事は有給とすることができる。

第十九条 専務理事は、日常の会務を処理し、事務局を指導監督する。

第二十条 専務理事は、専務理事の報酬は常任理事会の決議を経て、会長が之を定める。

第二十一条 委員会、及事務局の運営に関する規則は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

第二十二条 役員会を分けて、理事会及常任理事会とする。

第二十三条 理事会は理事の全員をもって組織し、常任理事会は、会長副会長、及常任理事をもって組織する。

第二十三条 委員会、及事務局の運営に関する規則は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

第二十四条 役員会を分けて、理事会及常任理事会とする。

第二十五条 理事会は理事の全員をもって組織し、常任理事会は、会長副会長、及常任理事をもって組織する。

第二十六条 専務理事は、専務理事の報酬は常任理事会の決議を経て、会長が之を定める。

第二十七条 委員会、及事務局の運営に関する規則は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

第二十八条 役員は、原則として無報酬とする。ただし、専務理事は有給とすることができる。

第二十九条 専務理事は、日常の会務を処理し、事務局を指導監督する。

第三十条 専務理事は、専務理事の報酬は常任理事会の決議を経て、会長が之を定める。

第二十三条 委員会、及事務局の運営に関する規則は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

第二十四条 役員会を分けて、理事会及常任理事会とする。

第二十五条 理事会は理事の全員をもって組織し、常任理事会は、会長副会長、及常任理事をもって組織する。

第二十六条 専務理事は、専務理事の報酬は常任理事会の決議を経て、会長が之を定める。

第二十七条 委員会、及事務局の運営に関する規則は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

第二十八条 役員は、原則として無報酬とする。ただし、専務理事は有給とすることができる。

第二十九条 専務理事は、日常の会務を処理し、事務局を指導監督する。

第三十条 専務理事は、専務理事の報酬は常任理事会の決議を経て、会長が之を定める。

◎実務コース

加藤 豊	加藤 ゴム工業 関
米山 至	市川宝石 関
吉岡 龍哉	関京 屋
貫井 要	〃
柳内 満	関花山工務店
赤羽 賢一	玉野自動車工業 関
小塩 邦雄	関写 研
浅野 欣也	日立コンクリート 関
藤野 芳美	関宮下工務店
前原 照子	関アドワーク
小林 淑明	関越田プロダクション
相沢 義秋	〃
白浜 晃	〃
池田 敦	西武鉄道 関
森田 定夫	関東武ストア
川島 供一	関レストランタカムラ
平本 孝好	西武石油商事 関
黒沢 あや子	吉岡屋漬物 関
前野 正	関東京タカラ商会
小田切 元夫	協進電設工事 関
田所 愛子	関開新舎
熊崎 淑夫	共和興業 関
手塚 はつ江	(学)佐々木学園
日高 成章	綜研化学 関
高橋 省吾	東京信用金庫
伊藤 武雄	林時計工業 関
渡辺 泰英	〃
三輪 きみ子	関栄喜堂
長瀬 玉子	関パルコ
村上 章	関キンカ堂

川辺 純	関川辺商店
黒川 景之	関西森商店
小林 幾司夫	東京マシナリー 関
藤田 国男	池袋青果販売 関
古畑 修	関明和工芸
木阪 貞子	関ダイイチ
和田 浅男	関雨宮工務店
太田 貢	関ミカド洋装店
並川 悦子	シマダ化学工業 関
毛利 俊子	三信製織 関
石島 昭子	東洋資材 関
桑原 幸子	日新開発 関
越浦 麗子	越浦建設 関
室井 静子	〃
羽鳥 洋平	関丸 八
並木 文作	信和建設運輸 関
桜井 幸子	関文祥堂洋紙店
下枝 進	渡辺建設 関
倉田 富貴子	関倉田精香堂
沼尻 四州男	関谷口製作所
前田 喜平	ムサン電子 関
三瓶 貞四郎	神谷印刷 関
佐藤 健	関豊右商会
鋤柄 要	東興商事 関
江花 昌男	東京アサヒ商事 関
河野 伊久枝	洋明化学 関
青木 弘子	東測工業 関
菊沢 一雅	日本理装工業 関
渡辺 正	佐久間製菓 関
松原 尚夫	関松原商店
永瀬 久男	大倉金網 関
高杉 要	関プロセス雄文社
佐藤 純一	関精工製作所

浅見 幸子	調和工業 関
田島 重太郎	豊華園造園 関
吉沢 敏雄	関吉沢工務店
原田 耕三	日立プラント建設サ
	ビス 関
田中 恒子	田中電機工業 関
古谷 清秀	正法測量設計 関
鈴木 栄蔵	関鈴木永年石材店
久保木 和代	久保木寝具 関
成田 良里子	東京プラスチック工業 関
小林 昭夫	関酪農経済通信社
統木 敏夫	友邦化学工業 関
安場 貴子	関六建ハウジング
山田 正次	関栄実業 関
宮下 茂	関三 鈴
中島 静雄	中島電設 関

◎感謝状授与者氏名
 矢東タイヤ商事 関社長 金森 三家



「ひとみん」豊島法人会
 幹旋ローンの紹介
 東京都民銀行に(社)豊島法人会々員に
 対する融資の窓口が開かれました。
 融資御希望の方は(社)豊島法人会事務
 局へ御照会の上御申込下さい。
 都民銀行としては法人会員の為に二億
 円の融資枠を設定して、融資の便宜を計
 る計画であります。
 主な内容は左記の通りです。
 一、融資金額
 一企業先につき十万元以上二千万円ま
 で。ただし無担保扱いは三〇〇万以内
 二、融資期間
 六ヶ月以上五ヶ年以内
 三、金利
 期間 一年以内 年八・三％
 一年〜三年以内 年八・八％
 三年以上 年九・〇％
 四、融資条件
 一(1)豊島法人会員で一年以上会費を完納
 しているもの
 (2)継続して一年以上同一事業を営むも
 の
 (3)事業税又は所得税を納付しているも
 の
 五、資金使途
 (1)事業に要する運転資金
 (2)事業に要する設備資金
 六、償還並びに利払
 返済は銀行の定める元利均等額の割賦
 償還とする

—— 経済講演 ——

日本経済の見通しについて (2)

NHK前解説委員 館野守男

第二は政策上の原因であります。之は
 どういうのかと申しますと、政策で生産
 の伸びをおさえたきらいがあるというこ
 とであります。どう政策でおさえたかと
 言いますと、大体之も三つぐらいいに指摘
 することが出来るだろうと思えます。

第一は、昭和四十八年の終りに政府が
 石油の見通しを全く間違えたということ
 であります。之は石油ショックの年の終
 りですが、之は政府だけでなく、国民
 全体が間違えたわけで、来年は全く石油
 が入らぬだろうと考えてしまいました。

当然そう考えましたから、価格という点
 で、或いは規制という点で必要以上に強
 く経済に介入してしまいました。政府の
 介入がありますと、日本経済の自律調整
 機能を非常に弱める結果となつてしま
 います。之が不況の回復をおくらせてしま
 ったという事は否定出来ませんけれど
 も、当面の生産を落したという政策でい
 きますと、エネルギーという点で、必要
 以上に強いブレーキを生産にかけてしま
 ったということになります。そのために
 生産がへってマイナス成長におちこんで

しまい、大変な不況になってしまったと
 いうことでもあります。
 それから第二は、金をしめすぎたとい
 うことでもあります。金融をしめすぎた理
 由は、為替政策にふなれであったという
 ことを指摘せざるをえないと思えます。

実は四十八年十月半ばから日本から大
 変な金が外へ流出してしまいました。凡
 そ一年間に四兆円の金が外へ流出してい
 きました。その間政府は何をやったかと
 いいますと、当時狂乱物価の時でありま
 したから、一年間に五回も日本政府は引
 きしめをやりました。一回に二千億円ぐ
 らいの吸い上げをやったわけです。一回
 に二千億円ぐらゐの吸い上げをやったか
 ら、一年間に一兆円ぐらゐの吸い上げた
 ことになりました。四兆円に一兆円を吸い
 上げたわけですから、五兆円の金が日本
 経済からなくなつてしまったことになり
 ます。之だけの金がなくなりますと、金づ
 まりの現象がおこり始めるのは当り前
 であります。従つて四十九年の春頃から金
 づまりの現象が起り始めたわけでありま
 す。

そこへ石油危機で節約ムードが出て来
 たために、需要がおちこんで大変な不況
 になってしまいました。そこで四十八年
 十月半ばからどうして日本から金が外国
 へ流出し始めたかを説明しなくてはなり
 ません。

四十八年十月第四次中東戦争が始ま
 ったわけでありま。石油危機が深刻にな
 って来ました。各国が石油を争つて手
 に入れる為にドルを手に入れた。石油を
 手に入れない。従つて各国は争つてドルを
 ほしがるようにになりました。戦後アメリ
 カは軍事援助、後進国援助、ベトナム戦
 争に大変な金をつかひ過ぎて、世界にド
 ルがありあまるようになりました。ドル
 の値打ちは下り始めたわけですが、それ
 が昭和四十八年十月からドルが上るよう
 になりました。ドルが上るということは
 円が下がるということを意味します。十
 月半ば迄はドルが下る一方であり、円は
 上る一方でありました。現在日本経済と
 世界経済のさかいは完全にとり払われて
 居りますので、世界の金の流れはちか
 日本をまきこんでくるわけでありま。

ドルが下り円が上ると、ドルがどんど
 ん日本に流れこむことになりま。四十
 七年後半から四十八年始めにかけて、日
 本は世界一の大金持になりました。日本
 の国内に大変な過剰流動性が生れたので
 あります。当時七兆五千億と概算されて
 居ります。之は昭和四十六年の国家予算
 額に匹敵する額でありますから、大変な

過剰流動性が生じたわけですが、之は過剰
 流動性ですから、経済や生活の金ではあ
 りません。当然みんな投機をやるわけ
 です。それで株式市場で株を買いましたか
 ら株の値が四十八年一月ダウ五三〇〇円
 を突破し、最高レコードをつくりました。
 之が株の値の日本の最高レコードであり
 ます。之が大変に商品市場で原材料を買
 ったので、物価をあげてしまいました。
 原材料や物を買ったが投機で買っていま
 すから、使わないので仮需要です。つか
 わないで全て倉庫にしまいこみましたか
 ら、原材料の足りないものは足りないとい
 う結果になりました。大変な金が日本
 国中の土地を買ひあさりましたから、土
 地が天井知らずになりました。このよう
 な結果が出てしまいました。これは狂乱
 物価のインフレです。昭和四十八年にこ
 ういう状態になりました。十月半ば
 からドルが上り、円が下り始めました。
 お金の流れが逆転致しました。あわてて
 金が日本から逃げ出していったのであり
 ます。

そこでどういふ政策がおこなわれたか
 です。円の値うちが下らないように非常
 に高い処で買い支えたのであります。之
 がなれてない証拠です。一ドル三〇〇円
 之を死んでも守れ、死守せよ、之は当時
 のスローガンであります。一ドル三〇〇
 円がいかにか高いか、おわかりでしょう。
 現在一ドル三〇〇円、三〇五円、この間
 三〇七円まで円は下つて居るわけでは
 一ドル三〇〇円という非常に高い処で買

い支えてしまいました。之は当局が為替政策になれてないからであります。当然であることと思えます。まあ為替政策をやった最初ではないかと思えます。今迄は為替政策なんか余り頭をつかわなくても良かったわけです。四十八年二月半ば迄は固定性ですから、制度的に政府が手を出すべき処は全てきめられていましたから、頭をつかう必要はありませんでした。ところが四十八年二月に変動性にかわりましたから、本格的な為替政策をやらざるをえなくなりしました。その第一が之でありますから、なれてないから止むをえないと思えますけれども、一ドル三〇〇円という高い処に円の値うちが下らないようにしてしまいました。

円の値うちが下らないようにしてしまつたということは、円の値うちが下ると損をするというので逃げ出していた狂乱物価の犯人過剰流動性といいますが、投機資金が逃げなくても良いようになってしまつたわけですね。逆にいえば円を高い処に買い支えた為に投機資金が日本に温存するようになったわけですね。私はなれなかったら、もっとほつとほつといたと思うのです。ほつとほつと良いかわかりませんが、私は一ドル三〇八円を考へるべきであつたと思うのです。之は四十六年のスミソニアン会議でできた日本の円の値うちなんです。一ドル三〇八円です。之は日本でできたものでなく、外国が日本におしつけた価格です。そこまで下るのにはほつといたとしても、外国が日本に文

待出来るのはいつからだろうかということになりますと、構造上の制約を考へる場合、日本経済の構造上の原因をとり扱わない以上は日本経済の立ち直りは出来ないということになります。日本経済の形をかえてしまわれない以上は、日本経済の立ち直りは出来ないということになります。これは一寸おすごです。高橋亀吉氏の御意見等によりまして、企業の大編成をやらぬ以上は、人員の本格的な整理をやらぬ以上は、日本経済の本格的立ち直りは出来ないということになります。これによると企業はどしどしつぶれるだろうというきびしい見方になるわけでありまして。

政策不況説をとるといくらか明るいわけです。構造上の制約はあるけれどもこれに対処する政策という点で、不況を深刻化させたわけであるから、この対処するやり方を変えれば、日本経済の立ち直りは出来、景気の回復も早く期待出来ることになりまして。

私個人はどちらをとるかと思しきと、私は後者の政策不況説の方を妥当と思ひます。何故か、理由は二つあります。経済というのは自然現象とちがいます。人間の考えと行動でかえることが出来ます。構造上の制約が出て来たとしても人間の考え方でかえることが出来ます。公害が出てきたとしても、公害を防止するやり方を工夫して開発してみたら其の勢力を弱めることが出来る筈であります。資源の問題が出てきたとしまして

句をいえる筈はないのです。其を一ドル三〇〇円という高い処で買い支えてしまつたわけですね。其の為大変な投機資金をかかえこむことになってしまいました。そこで日銀総裁はあとでおどろくわけです。今迄とちがって、何回もひきしめをやつても思うように金がへらないという発言をしているのであります。之は引きしめが足りないのだらうと思つたので、そこで一段と引きしめを強化したわけでありまして。投機資金だけをひきしめられる方法があれば良いわけですが、そんな好都合の方法はないわけですね。引きしめを強化しますと、健全な産業迄がひきしめられることになってしまいました。或いは住宅建設や住宅関連の資金も引きしめられすぎるといふ結果になってしまいました。之が不況を深刻化させた原因であります。当面の問題としまして、健全な産業迄が引きしめられたというところは金の面から生産に大きなブレーキをかけすぎたということの意味するのであります。之は為替政策のふなれの為と思ひなれてはならないと思ひます。

第三は、政策転換をおくらせてしまつたということでありまして。四十九年秋が最も良い時期でありました。アメリカ、西ドイツ両主脳が会談をして先進国が歩調を合せて景気刺激にふみきつたわけですが、日本は之に同調しませんでした。この時に日本では春斗が終つたからという事で同調しなかつたわけですね。もう一度機会がありました。其れは昨年の始

も、この制約もやり方によってゆるめることが出来ます。生活水準の向上という問題をとりあげてみても、未だのばす余地があります。故に構造上の制約を絶対と考へるよりも、これを弱める努力をすることに、其れをゆるめることは可能であると思ひます。

第二は何かといひますと、昭和50年の日本経済の動きですが、生産の上昇は日本政府の政策の助けをかりずに動いて居ります。日本は需要をへらす政策をつづけていたが、後半に需要をふやす政策にかえましたが、其れは金がない為に効果をあげることが出来ませんでした。日本経済自体の力で上昇したわけですね。構造上の制約があるが日本経済は生産上昇の道をたどつて居ります。底力があることが証明出来るわけですね。日本の輸出が非常に良いからであります。四十九年六月から輸出はふえています。ただし世界不況の影響から昨年半ばからにぶり、十一月、十二月はへりました。五十年全体で大体輸出は一二割の伸びで世界各国の輸出がへつて居る中でふえています。貿易の収支の状況をみても、六〇億ドルの黒字になって居ります。五十一年度も貿易の黒字がどれだけ多くなるか、議論の的になって居ります。世界の水準からみても日本経済の力はそう弱くする必要はないと思ひます。この二点からあとの政策不況説をとりたいたいと思ひます。これら第二の、これからの経済の見通しにう

つりま

めでありました。何故この時にやれば良かったかといふのは、最も不況の底をついたのが昨年の春の終りであり、不況が底をつく前に政策の転換をやりまして、景気刺激の政策の効果が最もあつてしまふのであります。何故かといひますと政府に金があるからであります。要するに不況が底をついてから税の収入がへらないからであります。税の収入がへらない中に、景気刺激の政策の転換をやりまして効果があつたわけですね。政府はこの最後のタイミングも逸してしまいました。いつ政策をきりかえたかといひますと、年度がかわつて五月になって漸く看板のかけかえをやりました。其れ迄は総需要の抑制という看板でありました。新しい看板は需要管理という看板でありました。之は需要をふやすという看板であります。之は需要をふやすというのではなく、コントロールしてふやすというのであります。では実際の需要をふやす政策を始めたのは何時からかといひますと六月からであります。六月の第三次需要対策からであります。之で二兆円の需要をふやそうということを手を打つたわけでありまして。之につづいて第四次不況対策で、三兆円の需要をふやそうということで始めました。勿論第一次、第二次不況対策をやつて居ります。之は古い看板でやつて居るわけで、新しい不況対策ではありません。之はいわばカンフル注射です。之は当時不況が非常に深刻になって危くなつて参りました。そこでは日本経

先づ最初にこれから経済はどう動くかということからはじめなくてはなりません。再出発第一年度に二割の伸びがありその延長線上をみていきますと、五十一年度の生産のふえ方は三〇五割の間とみてよいと思ひます。平均四割とみてよいと思ひます。更に延長線をみていきますと五十二年度は六〇七割の間の平均をとつて、七割となります。これは理論ではななくて一年度からの延長線上という点からこのようにみてよいと思ひます。

構造上の制約を受ける中で、完全雇用をとつた場合、どれだけの生産上昇をすることが出来るか、経済に關係のある全ての研究所でデーターはちがいが計算の仕方は色々ちがう中で、答えは皆一致して居ります。平均七割という数字になっているのであります。全部一致して居りますから、これを受け入れるのが本当であらうと思ひます。これから生産の伸びは七割を実質成長と考へてよいと思ひます。経済は人間の考え方で動かされるのであつたら、安定成長を十二年まで待つ必要はなからう。本年度安定成長にのせてしまえという意見は当然出て来ます。これをやる為にはどういふことが必要であるか、五十年に二割、五十一年度に七割の実質成長率をあげようとする、これは相当積極的な手をうたなくてはならぬと思ひます。

今年度発行予定の赤字国債を三倍ぐらい出して大変な金をつくり、これをばらまいて景気を刺激する。需要をどしどし

済のいのちをつなぎとめるというのであつたのが、第一次、第二次の不況対策、之に対し新しく需要をふやそうというところで始めたのが、第三次、第四次の不況対策というわけですね。故に実際に手をつけたのが六月から之を一月から手をつければ良かったものを、六月から始めたので不況が底をついてしまいました。不況が底をつくと税の収入が大巾にへります。政府の金がたりなくなると需要をふやそうと政府が、公共事業等の事業をやつても支払いが出来ません。仕事をやつても、四半期ぐらいたたないと金が出来ません。故に政策転換をやつても効果があがりません。

景気のせんでどう役を果すべき建設關係が依然として低迷している状態では、景気がはかばかしく進まないというのは、当然といわなくてはなりません。之が第三であります。之が政策上の原因です。不況を深刻させたものが構造上のものなのか、政策上のものなのか、構造上の原因にもつづくものは構造不況説といつて居るわけですね。政策上の原因によつて起つたという説を政策不況説というわけですね。意見が二つにわかれています。構造上の制約をとる場合は先の見通しが暗くなりまして。この場合当分日本経済は不況の長期化という見通しをとらざるをえなくなりまして。たとえば下村おさむ氏の見方はゼロ成長、当分このままではいかにざるをえないという見方をとつて居ります。それでは日本経済が立直つて好景気を期

ふやしていくと、これは成長は高まっていくだらうと思ひます。しかしここで見おとしてならないことは、今年はまだ構造上の制約は相当強く働いているわけですね。需要を刺激して成長率をあげてしまつた場合、でてくる結果はどうなるか、おわかりだらうと思ひます。需要を上げきして、成長率をあげた場合、名目成長率が上つたということになります。ところが、実質成長率がともなわれないで大きな制約をうけてそこまでのびきれない。名目成長率のみが上り、実質成長率が上らない場合、どうなるか。実質成長率と名目成長率と大きくかけはなれてインフレになる可能性があるのであります。故に五十一年度に七割の安定成長率にもつていくことは危険であるといひます。七割の安定成長率にもつていっただ方が無難だらうということになります。

もう一つ経済の動きをみる重要な数字があります。物価上昇をどうするか、物価上昇率をおさえていく目標、これは預金のメモリがない程度迄おさえていかななくてはならないと思ひます。物価上昇率を普通の預金率ぐらゐまでおさえていく、即ち物価上昇率を五割ぐらゐ迄おさえていく、これが一つの目標になつてきます。

若しも物価上昇率を五十二年度迄待たないで五十一年度に五割におさえる方策をとつたとしたらどうなるか、生産の伸びが四割、物価の伸びも五割にするには

需要のびを九〇以下におさえこまねばなりません。今年の春斗のベアを一ケタにおさえると、物価上昇率を五％におさえられるかも知れませんが、別な危い現象が出てきます。これからの消費需要の伸びは大きく期待出来ません。政策的な手をうって始めて若干需要の伸びを期待出来るという状態になっています。そこで需要のびをのばすのではなくて、其れをおさえこむという政策をとつたらどうなるか。実質成長率四％が期待出来ない恐れが出てきます。

現在生産設備が相当遊んでいます、そのギャップを大きくする可能性があります。又ストックを拡大する恐れがあります。其れは即ち不況を濃厚にすることになる恐れがあります。故に五十二年度あたりに、物価の方も目標が達成するようにした方がよいということになります。それでは五十一年度はどれくらいが良いのか。八％の物価上昇率におさえこんだらということになりますが、まあ物価上昇はひくい程よろしいですから、まあ七％ぐらいにおさえこんだらということになるわけです。これが無難なやり方です。

其れでは今年の春斗のベアをいくらくらいにもつていったら良いか、物価の生産が四％物価上昇を七％となりまして、今年のベアの基準は一％ぐらいということになります。日本の経済を無難にする為には平均一％ということになります。来年のベアは一・二％ぐらいになると

であります。こうして今年の前半ぐらいの中に政府がそういう手を打つならば、世界の景気の回復に伴って輸出がふえます。そうなると本年の半頃迄に円の価値は本格的に上り出すでしょう。基本的に円高傾向が出てくるでしょう。そうすると外から金が入って、若干空景気ではあるが市場が活発化して、景気が回復に向つたという感じが出てくる。こうして輸出需要が動き出す。ここで先程申し上げた政府の公共投資関係、これは赤字国債ですけれども、金が出て来るとどんどん出されるようになります、公共投資関係の需要も今年度前半動き出すとみても良いと思えます。消費需要はどうか、先程申しました通り、ベアを一ケタひくくおさえこまないで、金利の線までうまくもつていければ、私は消費需要の自然増以上の需要増加も期待出来るであろうと思えます。公共投資関係の需要増も大体七・八％、輸出増加が一〇％ぐらい、消費増が大体五％ぐらいが夫々期待出来ると思えます。

そうなってくると、これ等最終需要でありますから、最終需要の動きによって最後に非常に冷えきっている投資欲が動き出すでしょう。その結果設備投資が動き出すであろうと、そのようにみられるのであります。そうなりますと、一番問題の投資欲の回復が本年の半ば以降ということになるであろうと思えます。

(以下次号)

思つて良いのではないのでしょうか。

以上これからの経済はどう動くかという事について申し上げました。まあ来年の中頃に安定成長経済にのれるのではないかと申し上げました。

今年の景気はどうなるかということになりますと、これを判断する場合に三つの面からこれを検討したいと思います。

第一は過去の経済の動きからみた場合景気はどうなるか、第二は将来の経済の展望という点からみて景気回復は何時頃期待出来るか、第三は経済を動かす要因という点からみて、いつ頃から回復が期待出来るか。

第一の件につきましては、先程申し上げましたが、昨年の始めに政府が景気刺激にきりかえていたら不況が底をついてないので、その政策の効果が出て昨年の終り頃から景気は回復の方向に転じ得た筈であると思通しを申し上げたわけでありました。ところが、実際に政策の転換が六カ月おくれ、六月になってしまいました。故に不況が底をついて金が足りなくなりました。仕方がないから赤字国債で金を調達してなんとか政策を始めました。スタートが半年おくれしてしまっています。スタートがおくれていますから回復の時期も半年おくれしてしまいましたから、今年の半ば頃から景気回復の方向へ動きうるであろうという見通しが出来るわけです。もっと具体的にいいますと、政府の公共事業の刺激政策が金のない為

も、赤字国債や其の他で金を調達して金を払い出しましたから今年の半ば頃から景気回復の方向へ動き始めるであろうという見通しであります。

第二の件につきましては、先程申し上げた通り、順調にいけば五十二年度半ば頃から景気は安定成長にのれるであろうと申し上げました。実質成長率七％は、従来の経験からいくと、景気は良いということになります。来年度になりますと景気を期待出来ることになると思いますが、これは今年度の半ばになるとわかると思えます。

第三の件につきましては日本の場合は景気を動かす要因は何かといえますと、輸出需要であります。国全体の半分が消費需要、輸出需要は国全体の一〇％です。国全体の量からいくと大したことはないが、しかし景気が良いという感じを出すにはこれが一番効果があるわけ

です。輸出需要がふえて来ますと円が強くなるのであります。円の値打が上つてきます。円が上るとドルが下ることになります。ドルが下り円があがると外から日本にどんどん金が流れこんできます。この金は何をやるかといえますと、これは先づ証券市場で株を買ったり、債券を買ったりします。市場は必ず活発化してきます。そういう金が入ってきますと、仮需要となつて動き出します。これがひどくなると狂乱物価、インフレになりますから、政府はうまく為替政策をコント

ロールしなくてはなりません。

今申し上げました通り、輸出需要がふえますと、経済界を中心に景気が回復して来たという感じが一番でてくるのであります。これは感じが出て来ただけで、とにかく景気が出て来たぞという感じがでてくるのは円安傾向です。円安ドル高傾向です。日本の海外に対する商品の値段が安いということ。世界の景気が回復に向つて、海外の物価が高くて日本の商品が安いと、これはどうしても日本の輸出はふえるのです。勿論自動車やテレビは前から増大してました。プラント輸出は中東関係は続いてましたが、共産圏は若干おちこんで来ています。一番ひどいのは鉄工関係で中々回復の兆しは見えてませんが、昨年あたり漸く底をついて上り始めています。アメリカの景気回復につれて今年度は鉄工関係の増大が期待出来る情勢になって来ています。従つて政府が輸出政策に一寸テコ入れすると今年の前半日本の輸出は非常に大きくなるとみて良いのです。たとえば共産圏は金不足で足りないのでプラント輸入が出来かねて居りますから、ここで延べ払いを認めてやりますと良いでしょう。又国内的にも輸出の金融の拡大ということをもつと積極的にやる。これは日本の場合には景気回復を考へるならば、下手に金利を上げたり下げたりする、そんな金利金融政策よりは輸出増進策をとつた方が景気回復には一番てつとり早い

『法人会はどのような』

「とをを行う団体か」(三回)

「A支部長」

法人会の事業活動について説明すると、「それでは顧問の税理士先生にお願いする必要があるようになりますね」といわれて苦笑する例が多いのですが……

「一同笑い……」

「C支部長」

それはどうですか、甚だ疑問ですね。私のところは、過去に税務署さんの方から「優良申告法人」としての表彰をいただいたておりますので、その御期待に背くことのないよう、顧問の先生にも特にお願ひして細かいところまで、気を配っていただいております。もとより私自身も説明会等に出席して税務知識を学んでおりますから、その理解が早いのか、先生も仕事が非常にやり易いと喜んでおられます。

私の場合は、かような次第で、むしろ必要です。

「丸山副会長」

税理士先生の職業自体が納税者の税務相談や代行となりますので、法人会に入会すれば、税理士先生は必要ないということにはならないと考えます。

税理士先生の委嘱の要否は会員として、適正な申告と納税を行っていくた

めに、経営者として、それらにどの程度の時間が持てるか、社員の雇用や企業の規模の大小によつても、それぞれのお家の事情が勘案されねばならないと考えられます。要は経営者の納税義務に対する姿勢の問題になると思

私には「C」と同様に、経営者が税務知識に明るくなればなる程、顧問の税理士先生も話しが通じ易く、仕事がやり易くなると思

経営帳簿や税務申告書の適否関係は経営者と税理士先生とのコンビネーションによつて、大きく成否が分かれると存じますが、皆さんはどのように考えられますか。

「各支部長」

お説のとおりでしょう。

「高村副会長」

税理士先生の委嘱の話ができましたので、本会が小規模法人に対する継続記帳指導の制度について御紹介いたしまし

に於いては、最大二カ年間の期間中、会計帳簿の記入方法や決算の組み方などを無料で、その道の専門家である税理士先生について、習得できるわけ

です。指導を行う場所は、西池袋二丁目にあります東京税理士会豊島支部において、毎月一日日に行つておりますので、お気の毒な方をおありでしたら、是非この制度を御利用いただくようお奨めして下さい。

「各支部長」

良いことをお伺い致しました。どしどし活用して戴くよう会員の方にもお奨め致します

「C支部長」

納税者の方から「法人会に入会して何の得があるのですか」という質問がかなり多いのですが、皆さんはどのように説明されておられますか。

「D支部長」

私もが行う事業活動は長い目で見れば社会全体の利益につながると思

12. 9	継続記帳対象者打合せ	署3階小会議室	"	10
12.10	法人会最高幹部会	法人会事務局	"	16
12.12	新設法人説明会	署地下会議室	"	11
12. 8	業種別指導 (浴場)	北池会館	"	31
51. 1.13	第5回理事会	署地下会議室	"	60
1.16	駒込地区懇談会	花山ビル	"	52
1.19	決算法人説明会	署地下会議室	"	31
1.20	取用関係説明会	三和/要町	"	25
1.21	巣鴨地区懇談会	巣鴨信金/本店	"	59
1.23	大塚地区懇談会	巣鴨信金/大塚	"	57
1.26	池袋地区正副支部長懇談会	第一勧銀/池袋西口	"	70
1.27	新設法人説明会	署地下会議室	"	3
1.28	経済講演会	東京信用金庫	"	153
2. 4	広報委員会	法人会事務局	"	13
2. 9	決算法人説明会	署地下会議室	"	43
2.10	決算法人説明会	"	"	49
2.10	財務委員会	法人会事務局	"	9
2.12	最高幹部会	法人会事務局	"	13
2.13	新設法人説明会	署地下会議室	"	17
2.18	池袋本町地区懇談会	第11出張所	"	46
2.20	池袋1~4, 西池4~5懇談会	第一勧銀/西口	"	36
2.23	上池1~4地区懇談会	八千代信用/東池	"	25
2.24	南池1~4, 東池地区懇談会	新東京会館	"	50
2.21	広報委員会	法人会事務局	"	8
3. 4	決算法人説明会	第一勧銀/池袋西口	"	30
3. 8	新設法人説明会	署3階会議室	"	10
3.11	第6回理事	巣鴨信用/東池袋	"	51
3.23	事業委員会	事務局	"	7
3.25	広報委員会	"	"	8
4. 2	税制委員会	署3階小会議室	"	10
4. 6	業種部会長会	"	"	19
4. 6	決算法人説明会	署地下会議室	"	42
4. 8	総務委員会	事務局	"	7

昭和50年度事業活動実績表

月日	行 事 内 容	摘 要	参加人員
50. 7.11	第2回理事会	署地下大会議室	56名
7.17	5月決算法人説明会	"	54
7.30	継続記帳対象者打合せ	区民センター 4階	12
8. 2	法人会副会長会議	法人会事務局	9
8. 8	6月決算法人説明会	署地下大会議室	46
8.11	法人会最高幹部会	署長応接室	14
8.21	法人会財務委員会	法人会事務局	10
8.22	新設法人説明会	署地下大会議室	25
8.22	事業、広報合同委員会	高村ビル会議室	17
8.29	法人会副会長会議	法人会事務局	7
9.10	7月決算法人説明会	署地下大会議室	57
9.11	第3回理事会	署地下大会議室	59
9.16	副会長及び委員長会議	副署長室	10
9.19	新設法人説明会	署3階小会議室	18
9.25	巣鴨地区正副支部長会	巣鴨 天祖神社	40
9.25	業種別指導 (米穀)	東京食糧卸(協) 会議室	11
9.29	池袋地区正副支部長会	高村ビル会議室	47
10. 2	業種別指導 (縫製)	服装会館会議室	25
10. 3	長崎地区正副支部長会	東京都民銀行/池袋支店	32
10. 4	高田地区正副支部長会	田中屋会議室	30
10. 7	継続記帳対象者打合せ	署3階小会議室	10
10. 8	東池袋2丁目正副支部長会	八千代信用池袋支店	14
10. 9	8名月決算法人説明会	署地下会議室	46
10.13	法人会最高幹部会	署長応接室	15
10.17	新設法人説明会	署地下会議室	20
10.21	第1回税制委員会	署長応接室	8
10.27	東池4.5丁目正副支部長会	法人会事務局	10
11. 1	東池2丁目支部懇談会	八千代信用/池袋	26
11. 4	目白支部	富士/目白	28
11. 5	西池袋1.2.3丁目支部懇談会	署地下会議室	26
11. 7	継続記帳対象者打合せ	署3階会議室	6
11.10	決算法人説明会	署地下会議室	63
11.10	高田支部懇談会	富士/目白	17
11.11	第4回理事会	署地下会議室	61
11.11	青色申告25周年表彰式	"	61
11.12	長崎支部懇談会	三和銀行/要町	52
11.17	雑司ヶ谷支部懇談会	富士/目白	12
11.18	東池袋4.5丁目支部懇談会	巣鴨信用/池袋	27
11.20	新設法人説明会	署地下会議室	16
12. 2	広報委員会	事務局	8
12. 3	東長崎支部懇談会	三菱/東長崎	73
12. 4	決算法人説明会	署地下会議室	25

経済講演会のご案内

今後の景気展望と経営対処策

主催 東京法人会連合会
都内各法人会

これからの経済の見通しは果してどうなるのだろうか。経営にたづさわる人々にとって政局は、物価は、景気は最も關心の深いところ。それらの疑問に答えるべく、法人会員のために、本講演会を開催いたしました。是非、このチャンスをお逃さずご参加下さいませよう御案内申し上げます。

日時 六月一七日(木) 午後二時~三時三〇分

会場 全法連会館五階講習会場
会場 一名につき一、〇〇〇円(当日受付でお支払下さい)

講師 今後の景気展望と経営対処策
テーマ 世界動態研究所長
講師 経済評論家 中西重思氏

定員 一〇名先着順締切
申込先 東京法人会連合会経済講演会係
〒160 新宿区坂町一三―四

申込方法 申込書に所定事項記入の上郵送して下さい。折り返し受講券をお送りします。(申込書入要の方は(社)豊島法人会事務局へ)

電話 三五七―六六一(代)
ご照会下さい

◆ 会 員 名 簿 訂 正 ◆

()内は誤り又は記載漏れ

Table with 4 columns: Member Name, Address, Telephone, and Business Type. Lists various members such as 東洋航空事業, ドラゴン, 大東京火災海上保険, etc.

★ 新規会員のご紹介 ★

※ 昭和50年11月以降, 新たに入会されました会員様をご紹介させていただきます。(昭和51年3月迄受付分)

Table with 5 columns: Member Name, Representative Name, Address, Business Type, and Telephone. Lists new members such as 東京経営電子計算センター, オリジナルモード中塚, etc.

あとがき

総会も無事終了、新しい体制で昭和五十一年度の活動が始まりました。法人会の充実と発展のカギは幹部の方々の協調と其の守備範囲を良く守り、責任を果す処にあるのではないのでしょうか。

発行 社団法人豊島法人会. 豊島区南池袋二の九の十六. 電話(03)九八五八九四〇. 印刷所 星光印刷株式会社

講習会ご案内

◎ 募集中のもの

法人税実務講座 8月開講 月2回(1回2時間)・20時間

本コースは、経理事務を担当している方を対象に、日常発生する税務上の問題を中心に、節税のポイント、誤り易い事例等をおり込んで、日常の経理事務から決算事務申告書の書き方までをやさしく説明します。

源泉所得税講座基礎コース 8月開講 月2回(1回2時間)・14時間

本コースは、源泉徴収実務の入門コースとして、総務、経理、財務等の担当者のうち、源泉所得税に関して、事務経験の浅い方を対象に、毎月発生する給与の源泉徴収の仕方から年末調整までをやさしく体系的に講義をすすめます。

◎ 企画中のもの

源泉所得税講座実務コース

本コースは、現実に源泉徴収の実務を担当している方を対象に、日常発生する諸問題を中心に税法通達等を駆使し実践的に行います。(法人税法上の取扱いも含みます)

簿記講座

本コースは、初歩から簿記を学びたい方々を対象に、日常発生する事例を中心に仕訳、元帳、記帳から決算までの経理事務を行えるよう指導をいたします。

〔社〕豊島法人会事務局

東京都豊島区南池袋2-9-16

TEL 981-0034・985-8940